# 香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認 (家きん国内4例目) について

令和2年11月13日(金)

令和2年11月13日、香川県三豊市の肉用種鶏農場において、家きん国内4例目となる 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された旨の報告がありました。この報告を 受け、発生農場の周辺半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化し ます。

#### 1. 経緯

- 11月6日(金)・香川県は、家きん国内1例目の発生(11月5日)に伴い、周辺農
- ~11月8日(日) 場の空舎となっている農場を除いた全ての農場に立ち入り、遺伝 子検査及び抗体検査を実施し、当該養鶏場の飼養鶏の陰性を確認。
  - 11月12日(木) ・香川県が、死亡鶏が増加した旨の通報を受けて、当該農場への立 入検査を実施。
    - ・同日、当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性。
  - 11月13日(金) ・当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5 亜型であり、高病 原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

#### 2. 今後の対応

- (1) 発生農場(11 月5日に高病原性鳥インフルエンザ(本年家きん国内1例目)が発生した同市の養鶏場から半径3km以内に位置)の周辺半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。
- (2) 野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査 (鳥類調査、死亡野鳥調査等)を香川県が実施する予定です。調査地・日程等については香川県(みどり保全課野生生物グループ)に御確認ください。
  - ※ 三豊市では、11月6日から8日及び12日から14日(予定)に香川県が緊急調査を実施しております。(8日までの調査では異常は確認されておりません。)
- (3) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」 (<a href="http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\_flu/manual/pref\_0809.html">http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\_flu/manual/pref\_0809.html</a> に準じて、野鳥の監視強化を始めとした対応を行います。
- (4) 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、11月5日付けで最高レベルとなる「対応レベル3」に引き上げており、全国での野鳥の監視強化を継続します。

#### 3. 留意事項

(1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、 通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物 等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はあり ませんので、冷静な行動をお願いします。 (2) 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分 留意されるようお願いします。

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\_flu/2017yachotonosessikata.pdf

## 【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

### 【参考情報】

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\_flu/index.html)

環境省自然環境局野生生物課

鳥獣保護管理室

直通 03-5521-8285

代表 03-3581-3351

室長 川越 久史 (内線 6470)

企画官 立田 理一郎 (内線 6465)

係長 小西 美代 (内線 6477)

担当 近藤 千尋 (内線 6676)